

資金決済に関する法律施行令新旧対照表目次

一	預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百一十一号）（附則第十二条関係）	1
二	農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四十八年政令第二百一十一号）（附則第十三条関係）	3
三	外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）（附則第十四条関係）	5
四	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）（附則第十五条関係）	6
五	保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（附則第十六条関係）	7
六	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）（附則第十七条関係）	12
七	公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（附則第十八条関係）	14
八	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）（附則第二十条関係）	15
九	金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）（附則第二十一条関係）	18

一 預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百一十一号）

改正案	現行
<p>（一般預金等に係る保険料の額の計算上除かれる預金等）</p> <p>第三条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める預金等は、次に掲げる預金等で、法第五十条第一項の規定により金融機関が提出する同項の書類に記載されたものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 預金等（法第二条第二項第五号に掲げるものを除く。）に係る証書（貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する受益証券及び信託法（平成十八年法律第百八号）第百八十五条第一項に規定する受益証券を含む。）が無記名式である預金等</p> <p>八 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権又は信託法に規定する受益証券発行信託の受益権に係る信託契約により受け入れた金銭</p> <p>（金融機関が行う資金決済に係る取引）</p> <p>第十四条の八 法第六十九条の二第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第</p>	<p>（一般預金等に係る保険料の額の計算上除かれる預金等）</p> <p>第三条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める預金等は、次に掲げる預金等で、法第五十一条第一項の規定により金融機関が提出する同項の書類に記載されたものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 預金等（法第二条第二項第五号に掲げるものを除く。）に係る証書（貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する受益証券を含む。）が無記名式である預金等</p> <p>八 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権に係る信託契約により受け入れた金銭</p> <p>（金融機関が行う資金決済に係る取引）</p> <p>第十四条の八 法第六十九条の二第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。</p>

五十九号)第七十二条に規定する資金清算業の適切な遂行を確保するための措置その他これに準ずる措置により当該取引に係る債務の履行の確保が図られているものとして機構が適当であると認めるものを除く。)とする。

一〇三 (略)

(信託業務の承継における受託者の変更手続の特例に関する読替え)

第三十三条 法第三百二十二条第五項の規定による請求について、同条第七項において信託法の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)

一〇三 (略)

(信託業務の承継における受託者の変更手続の特例に関する読替え)

第三十三条 法第三百二十二条第五項の規定による請求について、同条第七項において信託法(平成十八年法律第百八号)の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)

改正案	現行
<p>（一般貯金等に係る保険料の額の計算上除かれる貯金等）</p> <p>第六条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める貯金等は、次に掲げる貯金等とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 貯金等（法第二条第二項第四号に掲げるものを除く。）に係る証書（貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第二条第二項に規定する受益証券及び信託法（平成十八年法律第八号）第百八十五条第一項に規定する受益証券を含む。）が無記名式である貯金等</p> <p>八 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権又は信託法に規定する受益証券発行信託の受益権に係る信託契約により受け入れた金銭</p> <p>（農水産業協同組合が行う資金決済に係る取引）</p> <p>第二十三条の二 法第六十九条の二第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第七十二条に規定する資金清算業の適切な遂行を確保</p>	<p>（一般貯金等に係る保険料の額の計算上除かれる貯金等）</p> <p>第六条 法第五十一条第一項に規定する政令で定める貯金等は、次に掲げる貯金等とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 貯金等（法第二条第二項第四号に掲げるものを除く。）に係る証書（貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第二条第二項に規定する受益証券を含む。）が無記名式である貯金等</p> <p>八 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権に係る信託契約により受け入れた金銭</p> <p>（農水産業協同組合が行う資金決済に係る取引）</p> <p>第二十三条の二 法第六十九条の二第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。</p>

するための措置その他これに準ずる措置により当該取引に係る債務の履行の確保が図られているものとして機構が適当であると認めるものを除く。)とする。

一〇三 (略)

(信託業務の承継における受託者の変更手続の特例に関する読替え)

第四十一条 法第一百五十五条第五項の規定による自己の受益権の買取請求については、同条第七項において信託法の規定を準用する場合においては、同法百三十三条第六項中「第四項の規定による通知又は前項の規定による公告の日」とあるのは「農水産業協同組合貯金保険法第一百五十五条第二項に規定する異議のある者が異議を述べた日」と、同法百三十三条第七項、第四百四条第一項、第二項、第八項及び第九項並びに第二百六十二条第一項及び第二項中「受託者」とあるのは「新受託者」と読み替えるものとする。

一〇三 (略)

(信託業務の承継における受託者の変更手続の特例に関する読替え)

第四十一条 法第一百五十五条第五項の規定による自己の受益権の買取請求については、同条第七項において信託法(平成十八年法律第百八号)の規定を準用する場合においては、同法百三十三条第六項中「第四項の規定による通知又は前項の規定による公告の日」とあるのは「農水産業協同組合貯金保険法第一百五十五条第二項に規定する異議のある者が異議を述べた日」と、同法百三十三条第七項、第四百四条第一項、第二項、第八項及び第九項並びに第二百六十二条第一項及び第二項中「受託者」とあるのは「新受託者」と読み替えるものとする。

改 正 案	現 行
<p>(支払等の報告)</p> <p>第十八条の四 (略)</p> <p>2 法第五十五条第一項の規定による支払等の報告（同条第二項の規定により銀行等又は資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者を經由してするものを含む。）は、財務省令又は経済産業省令で定める期間内に、財務省令又は経済産業省令で定める手続により、しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(支払等の報告)</p> <p>第十八条の四 (略)</p> <p>2 法第五十五条第一項の規定による支払等の報告（同条第二項の規定により銀行等を經由してするものを含む。）は、財務省令又は経済産業省令で定める期間内に、財務省令又は経済産業省令で定める手続により、しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

四 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）

改正案	現行
<p>（対内直接投資等の定義に関する事項）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 法第二十六条第二項第五号に規定する政令で定める設置又は変更は、次に掲げる事業に係る本邦における支店、工場その他の事業所（以下「支店等」という。）の設置又は本邦にある支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更以外の当該支店等の設置又は当該実質的な変更とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条 第二項に規定する資金移動業</p> <p>7～9（略）</p>	<p>（対内直接投資等の定義に関する事項）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 法第二十六条第二項第五号に規定する政令で定める設置又は変更は、次に掲げる事業に係る本邦における支店、工場その他の事業所（以下「支店等」という。）の設置又は本邦にある支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更以外の当該支店等の設置又は当該実質的な変更とする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>7～9（略）</p>

改正案	現行
<p>（社債等の募集又は管理の受託等に関する法令の適用）</p> <p>第十三条 法第九十九条第六項に規定する政令で定める法令は、次の各号に規定する法令とし、これらの法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによるほか、当該法令の同条第二項第一号、第二号及び第五号に掲げる業務に関する規定の適用については、相互会社の名称、主たる事務所又は事業を、それぞれ会社法第二編に規定する株式会社の商号、本店又は事業とみなす。</p> <p>一（略）</p> <p>二 担保付社債信託法の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、相互会社を同法第三条（免許）の免許を受けることができる会社とみなす。</p> <p>三 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の規定の適用については、相互会社を同法第三十七条（資金移動業者の登録）の登録を受けることができる株式会社とみなす。</p> <p>（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係）</p> <p>第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）、</p>	<p>（社債等の募集又は管理の受託等に関する法令の適用）</p> <p>第十三条 法第九十九条第六項に規定する政令で定める法令は、次の各号に規定する法令とし、これらの法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによるほか、当該法令の同条第二項各号に掲げる業務に関する規定の適用については、相互会社の名称、主たる事務所又は事業を、それぞれ会社法第二編に規定する株式会社の商号、本店又は事業とみなす。</p> <p>一（略）</p> <p>二 担保付社債信託法の規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、相互会社を同法第三条の規定により担保付社債に関する信託事業の免許を受けることができる会社とみなす。</p> <p>（新設）</p> <p>（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係）</p> <p>第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）、</p>

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第三百三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一号）、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）、公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）、貿易保険法施行令、関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）、自動車損害賠償保障事業賦課金等の

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第三百三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一号）、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）、公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）、貿易保険法施行令、関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）、自動車損害賠償保障事業賦課金等の

金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第八十八号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第九十五号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、信託業法施行令、株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第四百十三号）及び資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第 号）とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相統税法第五十九条第一項第一号、税理士法第五条第一項第一号ハ、漁船損害等補償法第十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、船舶油濁損害賠償保障法第十四条第二項及び第三十九条の五第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第十号、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第百条の三第一号

金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第八十八号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第九十五号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第九十三号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、信託業法施行令及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十二年政令第四百十三号）とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相統税法第五十九条第一項第一号、税理士法第五条第一項第一号ハ、漁船損害等補償法第十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、船舶油濁損害賠償保障法第十四条第二項及び第三十九条の五第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第十六号、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第百条の

及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の二十号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の第二十一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第七条、金融商品取引法施行令第一条の九第二条（金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）及び第十五条の十三、印紙税法施行令第二十二條第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、信託業法施行令第十条、株式会社日本政策金融公庫法施行令第十一条及び第十三条並びに資金決済に関する法律施行令第八条第二項第一号及び第十六条第二項の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二條第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四條の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保険法第百三十條第五項及び第百五十九條第七項、準備預金制度に関する法律第二條第一項第七号、国民年金法第百二十八條第五項及び第百三十七條の十五第六項、所得税法第七十六條第三項第一号及び第四号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六條、第六條の二及び第十二條、確定給付企業年金法第九十三條、租税特別措置法施行令第三十九條の三十六、所得税法施行令第七十六條第二項第一号、第二百九

三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の第十四号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の第二十一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第七条、金融商品取引法施行令第一条の九第二条（金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）及び第十五条の十三、印紙税法施行令第二十二條第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、前払式証券の規制等に関する法律施行令第九条第二項第一号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、信託業法施行令第十条並びに株式会社日本政策金融公庫法施行令第十一条及び第十三條の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二條第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四條の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保険法第百三十條第五項及び第百五十九條第七項、準備預金制度に関する法律第二條第一項第七号、国民年金法第百二十八條第五項及び第百三十七條の十五第六項、所得税法第七十六條第三項第一号及び第四号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六條、第六條の二及び第十二條、確定給付企業年金法第九十三條、租税特別措置法施行令第三十九條の三十六、所得税法施行令第七十六條第二項第一号、第二百九

第三項及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第七十六条第三項第四号及び第七十七条第二項第一号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、貿易保険法施行令第二十五条、所得税法施行令第二百九条第三項及び第三百二十六条第二項第一号、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項第三号及び第二項第一号（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

条第三項及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第七十六条第三項第四号及び第七十七条第二項第一号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、貿易保険法施行令第二十五条、所得税法施行令第二百九条第三項及び第三百二十六条第二項第一号、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項第三号及び第二項第一号（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

改正案	現行
<p>（金融機関の範囲）</p> <p>第二条 法第二条第三号に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者</p> <p>（金融機関の営業所等の長による預金等の口座に係る氏名又は名称及び住所の確認）</p> <p>第三条 法第二条第六号の確認は、金融機関の同号に規定する営業所等（以下この条及び次条第二項において「営業所等」という。）の長が、当該営業所等に預金若しくは貯金の口座又は勘定が開設され、又は設定される者（既に預金若しくは貯金の口座又は勘定が開設され、又は設定されている場合にあつては、当該口座又は勘定が開設され、又は設定されている者）から提示を受けた第五条第一項各号に掲げるいずれかの書類に記載されたその者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、法第二条第六号に規定する財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）と、当該</p>	<p>（金融機関の範囲）</p> <p>第二条 法第二条第三号に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第三条 法第二条第六号の確認は、金融機関の同号に規定する営業所等（以下この条及び次条第二項において「営業所等」という。）の長が、当該営業所等に預金又は貯金の口座が開設される者（既に預金又は貯金の口座が開設されている場合にあつては、当該口座が開設されている者）から提示を受けた第五条第一項各号に掲げるいずれかの書類に記載されたその者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、法第二条第六号に規定する財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）と、当該口座の名義人とした者の氏名又は名称及び住所とを照合することにより行うものと</p>

口座又は勘定の名義人とした者の氏名又は名称及び住所とを照合することにより行うものとする。

(特定送金及び特定受領の範囲)

第七条 法第三条第二項第一号に規定する政令で定める国外送金は、その国外送金をする者の本人口座からの預金若しくは貯金（以下この項において「預金等」という。）の払出し又は勘定の残高の払戻しによりされる国外送金（当該預金等の払出し又は勘定の残高の払戻しの請求と当該国外送金の依頼とが同時に行われるものに限る。）で、国外における当該国外送金の受領が金銭をもってされるものとする。

2
(略)

する。

(特定送金及び特定受領の範囲)

第七条 法第三条第二項第一号に規定する政令で定める国外送金は、その国外送金をする者の本人口座からの預金又は貯金（以下この項において「預金等」という。）の払出しによりされる国外送金（当該預金等の払出しの請求と当該国外送金の依頼とが同時に行われるものに限る。）で、国外における当該国外送金の受領が金銭をもってされるものとする。

2
(略)

七 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）

改正案	現行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇二百九十九（略）</p> <p>三百 削除</p> <p>三百一〇四百二十四（略）</p> <p>四百二十五 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇二百九十九（略）</p> <p>三百 前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）</p> <p>三百一〇四百二十四（略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（金融機関等の特定業務）</p> <p>第七条 法第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。</p> <p>一 一十二（略）</p> <p>十三 法第二条第二項第二十八号の二に掲げる特定事業者 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項に規定する資金移動業に係る業務</p> <p>十四 一十七（略）</p> <p>（金融機関等の特定取引）</p> <p>第八条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（第一号イからウまで、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ及び第六号イに掲げる取引にあつては、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるもの及び本人確認済みの顧客等との取引を除く。）とする。</p> <p>一 法第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引</p> <p>イ 一タ（略）</p>	<p>（金融機関等の特定業務）</p> <p>第七条 法第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。</p> <p>一 一十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十三 一十六（略）</p> <p>（金融機関等の特定取引）</p> <p>第八条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（第一号イからウまで、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ及び第六号イに掲げる取引にあつては、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるもの及び本人確認済みの顧客等との取引を除く。）とする。</p> <p>一 法第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引</p> <p>イ 一タ（略）</p>

レ 他の特定事業者（法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第二十八号の二に掲げる特定事業者に限る。）が行う為替取引（当該他の特定事業者がソに規定する契約に基づき行うものを除く。）のために行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻しであつて、当該払戻しの金額が十万円を超えるもの

ソ〜キ （略）

二〇六 （略）

2 （略）

（銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第十九条 法第二十条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「金融庁長官権限」という。）のうち法第十三条、第十四条第一項、第十五条及び第十六条に定めるもの（登録金融機関業務（法第二十条第三項に規定する登録金融機関業務をいう。次項において同じ。）に係る事項に関するものを除く。以下「金融庁長官検査・是正命令等権限」という。）で、法第二条第二項第一号、第二号、第六号、第二十三号、第二十四号及び第二十八号の二に掲げる特定事業者（以下この条において「銀行等」という。）に対するものは、その本店（銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店及び信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。）又は主たる事務所若しくは営業所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合に

レ 他の特定事業者（法第二条第二項第一号から第十五号までに掲げる特定事業者に限る。）が行う為替取引（当該他の特定事業者がソに規定する契約に基づき行うものを除く。）のために行う現金の支払を伴わない預金又は貯金の払戻しであつて、当該払戻しの金額が十万円を超えるもの

ソ〜キ （略）

二〇六 （略）

2 （略）

（銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第十九条 法第二十条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「金融庁長官権限」という。）のうち法第十三条、第十四条第一項、第十五条及び第十六条に定めるもの（登録金融機関業務（法第二十条第三項に規定する登録金融機関業務をいう。次項において同じ。）に係る事項に関するものを除く。以下「金融庁長官検査・是正命令等権限」という。）で、法第二条第二項第一号、第二号、第六号、第二十三号及び第二十四号に掲げる特定事業者（以下この条において「銀行等」という。）に対するものは、その本店（銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店及び信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。）又は主たる事務所若しくは営業所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財

あつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

改正案	現行
<p>（総務企画局の所掌事務）</p> <p>第二条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一 二六 （略）</p> <p>二七 金融庁設置法（以下「法」という。）第四条第三号イからマまでに掲げる者（以下「金融機関等」という。）の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>二八 一 四六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（検査局の所掌事務）</p> <p>第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。</p> <p>一 一 二 （略）</p> <p>三 次に掲げる者の検査に関すること。</p> <p>イ 一 ル （略）</p> <p>ロ 前払式支払手段発行者</p> <p>リ 資金移動業を営む者</p> <p>カ 資金清算業を行う者</p>	<p>（総務企画局の所掌事務）</p> <p>第二条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一 二六 （略）</p> <p>二七 金融庁設置法（以下「法」という。）第四条第三号イからノまでに掲げる者（以下「金融機関等」という。）の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>二八 一 四六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（検査局の所掌事務）</p> <p>第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。</p> <p>一 一 二 （略）</p> <p>三 次に掲げる者の検査に関すること。</p> <p>イ 一 ル （略）</p> <p>ロ 前払式証券の第三者型発行者 （新設）</p> <p>リ 前払式証券の第三者型発行者 （新設）</p> <p>カ 前払式証券の第三者型発行者 （新設）</p>

ヨ 認定資金決済事業者協会
タウウ (略)

(監督局の所掌事務)

第四条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。

イウキ (略)

ノ 前払式支払手段発行者

オ 資金移動業を営む者

ク 資金清算業を行う者

ヤ 認定資金決済事業者協会

二ウ六 (略)

(削る)

七ウ十三 (略)

2 前項の場合において、同項第一号イからカまで、ネ、ナ及びウからヤまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号、第七号、第八号及び第十号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第一号ヨからソまで及びムに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第十二号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会に同項第十二号に掲げるものを、同項第一号ツに掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十一号に掲げる事務については総務企画局の所掌に属するものを除くものとする。

(新設)
ワウナ (略)

(監督局の所掌事務)

第四条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関すること。

イウキ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

二ウ六 (略)

七 前払式証券の規制に関すること。

八ウ十四 (略)

2 前項の場合において、同項第一号イからカまで、ネ、ナ、ウ及びキに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号、第七号から第九号まで及び第十一号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第一号ヨからソまで及びムに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第十三号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会に同項第十三号に掲げるものを、同項第一号ツに掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十二号に掲げる事務については総務企画局の所掌に属するものを除くものとする。

(企画課の所掌事務)

第十一条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十九 (略)

二十 資金決済に関する制度の企画及び立案に関すること。

二十一 二十八 (略)

2 (略)

(総務課の所掌事務)

第十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六 (略)

七 検査報告書(金融検査(第三条第三号ネからウまでに掲げる者)に対する検査に限る。以下この条において同じ。)の結果を取りまとめて長官に報告するために作成される文書をいう。第九号において同じ。)の審査に関すること。

八 十一 (略)

(審査課の所掌事務)

第十六条 審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 検査報告書(金融検査(第三条第三号ネからウまでに掲げる者)に対する検査を除く。以下この条において同じ。)の結果を取りまとめて長官に報告するために作成される文書をいう。第三号に

(企画課の所掌事務)

第十一条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十九 (略)

二十 前払式証券の規制に関する制度の企画及び立案に関すること。

二十一 二十八 (略)

2 (略)

(総務課の所掌事務)

第十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六 (略)

七 検査報告書(金融検査(第三条第三号レからナまでに掲げる者)に対する検査に限る。以下この条において同じ。)の結果を取りまとめて長官に報告するために作成される文書をいう。第九号において同じ。)の審査に関すること。

八 十一 (略)

(審査課の所掌事務)

第十六条 審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 検査報告書(金融検査(第三条第三号レからナまでに掲げる者)に対する検査を除く。以下この条において同じ。)の結果を取りまとめて長官に報告するために作成される文書をいう。第三号に

において同じ。)の審査に関すること。

二〇四 (略)

(総務課の所掌事務)

第十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

六 次に掲げる者の監督に関すること。

イヌ又 (略)

ル 前払式支払手段発行者

ヲ 資金移動業を営む者

ワ 認定資金決済事業者協会

カクソ (略)

七〇十二 (略)

(削る)

十三・十四 (略)

2 前項の場合において、同項第六号イからへまで及びリからソまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第七号及び第十三号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第六号チに掲げる者の監督に関する事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

(銀行第一課の所掌事務)

第二十条 銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

において同じ。)の審査に関すること。

二〇四 (略)

(総務課の所掌事務)

第十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇五 (略)

六 次に掲げる者の監督に関すること。

イヌ又 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

ルソヨ (略)

七〇十二 (略)

十三 前払式証券の規制に関すること。

十四・十五 (略)

2 前項の場合において、同項第六号イからホまで、チ及びリに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第六号トに掲げる者の監督に関する事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

(銀行第一課の所掌事務)

第二十条 銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

<p>一 次に掲げる者の監督に關すること。ただし、イにあっては郵便貯金銀行及び次条第一項第一号に掲げる者を、ハにあっては日本郵政株式会社及び同項第三号に掲げる者を、ニにあっては前条第一項第六号レに掲げる者を除くものとする。</p> <p>イ、ニ (略)</p> <p>ホ 資金清算業を行う者</p> <p>二 (略)</p> <p>2 前項の場合において、同項第一号イからホまでに掲げる者の監督に關する事務については検査局の所掌に属するものを除くものとする。</p> <p>(保険課の所掌事務)</p> <p>第二十二條 保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる者の監督に關すること。ただし、イにあっては郵便保險会社を、ロにあっては日本郵政株式会社を、ホにあっては第十九条第六号ソに掲げる者を除くものとする。</p> <p>イ、ト (略)</p> <p>二、六 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>一 次に掲げる者の監督に關すること。ただし、イにあっては郵便貯金銀行及び次条第一項第一号に掲げる者を、ハにあっては日本郵政株式会社及び同項第三号に掲げる者を、ニにあっては前条第一項第六号レに掲げる者を除くものとする。</p> <p>イ、ニ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 前項の場合において、同項第一号イからニまでに掲げる者の監督に關する事務については検査局の所掌に属するものを除くものとする。</p> <p>(保険課の所掌事務)</p> <p>第二十二條 保険課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる者の監督に關すること。ただし、イにあっては郵便保險会社を、ロにあっては日本郵政株式会社を、ホにあっては第十九条第六号カに掲げる者を除くものとする。</p> <p>イ、ト (略)</p> <p>二、六 (略)</p> <p>2 (略)</p>